- 1 日時 令和4年1月28日(金)14時00分~15時40分
- 2 場所 Web 会議
- 3 参加者 (一社)日本ユニファイド通信事業者協会、(一社)電気通信事業者協会、日本弁護士連合会、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、楽天コミュニケーションズ(株)、総務省
- (1) 電気通信番号に関する最近の動向 質疑なし
- (2) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン ソフトバンク: 資料1-3、1-4についての議論は非公開のこの場限りか?ガイドラインは広く知られるべきと考えている。
- 消行2課:本日の会議の後、広く一般に対してパブリックコメントを行う予定。本日ご説明した趣旨は、パブリックコメントの前に、特に転送電話等に関係が深いと思われる本日の参加者の方にガイドラインの素案をお示ししたというもの。
- (3) 特殊詐欺被害者救済活動(日本弁護士連合会)

番企室:電気通信事業者が対策を怠った場合、被害者からその責任を求められるなど、被害者から訴えられる可能性はあるか?

日弁連:基本的にほとんどの電気通信事業者は健全であるはずなので、電気通信事業者に 損害賠償を請求するのではなく、詐欺行為を行った者やその使用者に対して損害賠償 を請求するべきと考えている。しかし、マネロン等に協力した電気通信事業者が警察に 検挙された事例はある。電気通信事業においては、卸元事業者と卸先事業者は独立した 関係ではあるが、番号の卸提供に着目した場合、卸元事業者も果たして無関係だと言い 切れるだろうかといった観点で意見書を出した。

番企室:番号を卸す場合のルールについて、どういったことが考えられるか、この連絡会で議論していきたい。

番企室:要望書は法律の改正を念頭に置かれているかと思うが、既存の電気通信番号制度においても、措置・対応できる部分もあると思う。現下の状況に対し、スピード感をもって対応する視点が重要であり、法律改正ありきではなく、まず取り組むべき措置と、その上で、中長期的に対応していくべき措置を分けて検討するアプローチが現実的と考える。

ご提案にある電話転送サービスに係る固定電話番号利用の承認については、番号指定を受けている卸元事業者が全てのエンドユーザーの確認を行うべきということか。

日弁連:意見書は、電話転送サービスを提供している事業者の申請に基づいて、卸元事業者がエンドユーザーの確認を行うことを念頭に置いている。

(4)意見交換

- ソフトバンク: バーチャルオフィスを提供する行為が法的に問題あるのではなく、法令を 遵守していない事業者が悪いのだと思うので、取り違えないように議論してもらいた い。
- 番企室: そのとおり。例えば、固定電話番号を使用した電話転送サービスの提供に当たり、 番号の使用条件である本人確認や拠点確認等が行われていないことが問題と思う。 そ ういった制度の徹底を図っていくことが連絡会の目的の一つと考えている。
- 楽天コム:日弁連の発表資料によれば、特殊詐欺の電話の受信側に固定電話番号が多く利用されていることはわかったが、発信者の番号種別について統計データ等はあるのか?
- 番企室: 第2回会合は、警察庁からの発表を予定している。特殊詐欺に使われる電話の実態について、説明が可能か聞いてみる。
- 日弁連:発信側が本人の電話で直接かけることは考えにくく、電話転送が悪用されることが問題と考える。また、着信側は、ほぼ間違いなく高齢者宅の固定電話である。

以上